

議案第20号

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例監査)

- 第2条 法第199条第4項に規定する監査を行うときは、あらかじめその期日の7日前までにその旨を広域連合長に通知しなければならない。

(随時監査等)

- 第3条 法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は法第235条の2第2項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめその期日の7日前までにその旨を広域連合長又は関係のある者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(関係人の出頭要求等)

- 第4条 法第199条第8項の規定により、関係人の出頭を求め、関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くときは、あらかじめその期日の7日前までにその旨を広域連合長及び関係人等に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(出納検査)

- 第5条 法第235条の2第1項に規定する出納の検査は、毎月20日から月末までの間に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(決算等の審査)

- 第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定による決算及び証書類その他の書類の審査を行うときは、審査に付された日から3月以内に意見書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(公表)

- 第6条 監査委員の行う公表は、滋賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第1号）に定める公告又は公表の例による。

(委任)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、監査、審査その他監査委員の職務の執行に関して必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。